



事務所だより

Vol.39

WINTER
2015

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIX ビル6階

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096

URL <http://yamaguchi-law.jp> E-mail office @ yamaguchi-law.jp (2015年1月1日発行)

二〇一五年 一月一日



弁護士 山 口 健 一
弁護士 山 口 真 行
弁護士 山 口 昌 之
弁護士 東 尚 吾
弁護士 藤 原 智 絵
弁護士 枝 川 直 美
税理士 山 口 裕 之

事務所 山口法律会計事務所
同 之 美 絵 吾 之 行 一

新年あけまして

おめでとうございます

穏やかな新春をお迎えのことと、お慶び申し上げます。
さて、私たちの事務所は、15年にわたって執務してまいりました事務所を昨年末に引越しました。新しい事務所は、中之島公園に面し、堺筋線、京阪電車の北浜駅から歩いて5分の場所にあります。

事務所のメンバーも、新しく経験豊かな弁護士2名、さらに第一線で活躍する税理士1名が加わり、態勢が大きく強化されました。事務所名も「山口法律会計事務所」としました。

これからの日本は、ますます少子高齢化に向かいます。そして社会も複雑化していくことが予想されます。その中で発生するさまざまな問題を未然に防ぎ、また的確に解決するために、これまで法の光が当たらなかった分野にも目を向けて、みなさんのお役に立ちたいと考えています。

弁護士に、あるいは税理士に相談する、さらに弁護士と税理士が同席して解決にあたる、そんなワンストップサービスの提供をめざす新しい事務所のスタートです。

【日本国憲法第13条】

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

入所の
ごあいさつ

経験をいかしつつ新たな気持で

弁護士 斉藤 真行

縁あって、山口法律会計事務所で執務させて頂くことになりました。

山口健一先生の大学の後輩になります。私の受験勉強中に、すでに弁護士をしていた山口先生の司法試験受験中のエピソードとして「我妻栄の『民法講義』の何頁の何行目に何が書いてあるか全部頭に入っていた」という伝説が流布されていました。当時は面識がありませんでしたが、

すごい先輩がいるものだと思っていました。

私の出身地は静岡県の、現在は磐田市に入っているのんびりした田舎です。人間ものんびりしています。気候は温暖で良いのですが、地震と、最近では特に浜岡原発が心配の種です。それはともかく、バイタリティーの点で山口先生を見習っていききたいと思っています。



日曜日や祭日に畑に出てリフレッシュ

私は、弁護士登録からこれまで30年以上にわたって関西合同法律事務所執務してまいりましたが、敬愛する事務所創設者の東中光雄先生が亡くなり、私自身が還暦を迎えたのをきっかけに、新天地でのリスタートを決意しました。

これまで多く携わったのは多重債務の解決のための自己破産、民事再生（個人再生）、任意整理、過払い金回収でした。無事解決して「自殺せずに済んだ」と喜んで下さった方が何人もおられました。また労働者・労働組合側で労働事件にも多数携わりました。

こうした事件の他にも、多数の交通事故、離婚・親権・財産分与、相続、借地借家、債権回収、行政（生活保護、住民監査・住民訴訟）の他に、刑事事件にも携わってまいりました。事件にならずに相談で済んだ件数は事件数の何倍、何十倍にもなります。

その意味では経験は積んでいるつもりですが、常に心がけているのは、経験や記憶に頼らないことです。ご相談や事件ご依頼の都度、法律の基本にきちんと立ち返り、裁判事例も

十分に調査検討し、正しい法律構成を考え妥当な解決を図るように努力しています。弁護士会では法律実務の研修の受講を奨励していますが、私も積極的に受講して、業務の幅を一層広げられるように努めています。

どうかよろしくお願い申し上げます。

なお、写真は、ニンジン収穫の1コマです。家の近くで十坪ほどの土地を借りて野菜作りをしています。日曜日や祭日に畑に出てリフレッシュしています。サツマイモは蔓ボケでさっぱりだったので、大根、カブで雪辱したいです。



入所のごあいさつ

依頼者の方に寄り添い、親身になって

弁護士 山口昌之

1. はじめに

このたび、山口法律会計事務所に入所することになりました。

私は平成17年に弁護士登録をし、大阪の伝統ある事務所である弁護士法人なにわ共同法律事務所にて約10年間在籍していました。右も左も分かっていなかった私を一から育て、弁護士としての土台を作っていただきました。私の弁護士人生にとってかけが

2. これまでの経験

なにわ共同法律事務所では、企業法務、倒産事件、刑事事件、家事事件（相続、離婚等）、各種民事事件などを主に扱っていました。企業法

えのない10年間であったと思っています。また、今回事務所を移籍するに当たり、快く送り出していただいたことについても大変感謝しています。

3. 私が大切にしていること

私が事件のご依頼を受け、進めていく上で大切にしていることは、依頼者の方に寄り添い、親身になること、そして、常に最適な解決の道筋を追求し続けることです。

依頼者の方にとって、最も良い解決とは何かを探るためには、まずは

親身になってお話を聞かなければなりません。そして、目の前の問題はもちろん、その方が置かれた立場、また事件の背景事情などを把握する必要があります。その上で、最適な解決に向けた道筋をご提案したいと考えています。

4. 趣味

私の趣味は、バスケットボールです。中学生の時に始めたので、かれこれ20年以上やっていることになりましたが、今でも情熱は衰えていません。地元のクラブチームに所属し、週末の練習に参加し、公式戦にも出ています。30代半ばとなり、体力の低下と回復の遅れを痛感しています。そこは気持ちでカバーして、できる限り長く一線でやりたいと思っています。

5. おわりに

今後、山口法律会計事務所の一員として、依頼者の方々により満足していただけるような事務所を作っていきたいと思っています。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。



バスケットボールの
クラブチームに所属しています

入所の
ごあいさつ

会計と法律は経営の柱

〜頼りにされる税理士に〜

税理士 山口裕之

1. はじめに

このたび、山口法律会計事務所に
入所することになりました。

私は大阪府八尾市で生まれ育ちま
した。学生時代は、佐川急便や地元
の畳屋でアルバイトをしていて、自
分が会計や税務の仕事をするこ
事になるとは夢にも思っていませ
んでした。税理士試験を始めたき
っかけは、日商簿記の資格を持
っていた友人に勧められて、簿記
の試験を受けたこと



気軽に相談ください

2. これまでの経験

とです。また、自分の将来について
考えたときに、専門性を生かし、顧
客との信頼関係を築き、会社の経営
にも携われる税理士という仕事に魅
れを感じたこともきっかけの一つで
す。

これまで、2カ所の会計事務所で
仕事をしてきました。それぞれの会
計事務所では、会社や個人経営者の
帳簿の記帳から、会計ソフトへの入
力、請求書や領収書の確認を行い、
法人税や消費税、所得税などの税務
書類を作成するという業務に携わっ
てきました。

また、通常業務以外にも、相続税
や生前贈与の相談、それに伴う税務
処理、税務調査の立会いや、銀行か
ら融資を受けたいといった場合には
事業計画書の作成等、税務関係の仕
事以外にもいろいろと経験することが

できました。

会計や税務は、会社にとって非常
に重要な部分であり、おろそかにす
れば経営状態や資金繰りが見えなく
なってしまう、場合によっては最悪
の結果を招いてしまうということも
経験しました。会社の状況は、帳簿
に記載される数字をもとにいろいろ
な形で表れてきます。私は、その数
字をもとに、その会社の成長させた
い分野や改善すべき点などを、経営
者と一緒に考えていきたいと思いま
す。税理士として顧問先のビジネス
パートナーであるとともに、経営者
だけでなく、ご家族や身近な方々に
気軽に相談してもらえようという税理
士になりたいと思っています。

3. 税務と法律のワンストップで

会計事務所勤務していた時に、
顧問先の多くの中小企業にとって、
税理士はまだまだ敷居が高く、相談
したくてもなかなか踏み込めずに、
結果的に法的サービスを満足に受け
ることができていないことが多いよ
うに感じていました。

同じフロアで仕事することによ
り、小さなことでも法律相談と税務



相談を受けることができ、また、そ
の都度お互いに確認しながら仕事を
進めることで、より良い結果につな
がったり、また、トラブルを未然に
防ぐことができるのではないかと考
えています。

平成19年に税理士登録をしてから
約8年になります。これから新しい
メンバーとともに、様々なニーズに
応えることができる事務所にしてい
きたいと思っています。

これからもどうぞよろしくお願い
いたします。

相続税法の改正について

平成27年1月1日から適用

税理士 山口裕之

控除額以下であれば、相続税はかかりません。

具体的な計算ですが、

相続人が母と子ども2人の場合、

改正前は5000万円+10000

万円×相続人の数(3人)＝8000

0万円まで相続税がかからなかった

ところ、改正後は3000万円+6

00万円×相続人の数(3人)＝4

800万円を超える場合に、相続税

がかかることとなりました。改正前

に相続税を納めている人の割合は

4%、すなわち100人に4人でし

たが、改正後は7%から8%の人が

相続税を納めることになるというよ

うな試算がされています。

2. 小規模宅地の特例

例えば、父の財産が自宅の土地と

建物とわずかな預金しかなければ、

自宅を売却して相続税を納めないとい

けないような状況になりかねません。

そこで、自宅や商売をしている

不動産について、要件をクリアする

ことにより、相続税を計算する際に

土地の評価額を下げるができる

小規模宅地の特例という制度が設け

られています。

仮に自宅の不動産を相続し、ある

いは父の商売を引継ぐ子供がいた場

合に、相続人のこれからの生活の基

盤となる不動産のすべてが相続税の

対象とならないようにこの制度が設

けられています。

基礎控除額が引き下げられること

により、相続税がかかる人が増える

ことが予想されますが、小規模宅地

の特例に関しては、対象の範囲が拡

大されています。

3. 相続税の税率

相続税を計算する際の税率が最高

50%から55%へ引き上げられます。

4. 効果的な相続税対策

相続税法の改正もあり、将来相続

税がかかるのであれば、生前に財産

を渡しておきたいと考える方も多い

と思います。ただし、生前贈与によ

る相続税対策は一朝一夕にできるも

のではなく、長年に渡り、コツコツ

としていくことが最も効果的な方法

です。

まず、相続税がかかるのか、かか

らないのか、またかかるのであれば、

どの程度の金額になるのかを把握し

た上で、何年計画でどの財産をどの
ように生前贈与していくのかを考
え、実行していく必要があります。

5. 最後に

相続税なんて私には関係ない、と
思っている方がたくさんいらっしゃる
と思いますが、今回の相続税法の
改正を機に、相続税がかかるかどう
かに関わらず、ご自身の財産を一度
整理し、場合によっては、相続税対
策や、遺言作成等を検討されてはい
かがでしょうか？



これから日本はどこへ行く？

弁護士 山口健一

1. 再び戦争への道を選ぶのか

「国破れて山河在り」。ご存じ、唐の詩人杜甫「春望」の一節です。

第二次世界大戦で、日本のほとんどが焼土と化した1945年、それでも、緑豊かな山、清流の川、そして青い海は、日本全土に残りました。そして山河は、人々の心のやすらぎになり、新たなエネルギーの源になりました。

あれから70年。今日本は、再び戦争への道へ向かおうとしています。

この原稿を書いている11月21日、衆議院が解散され、12月14日総選挙が行われるとの報道を目にしています。

この2年間、日本は、戦争をする国づくりにひた走ってきました。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こる事のないやうにすることを決意し（憲法前文）」制定された日本国憲法を、政府の解釈という手段で、「集団的自衛権」と名付けて、世界の至る所に自衛隊を派遣し、戦争ができる国にするというのです。そして、それを推進する手段として秘密保護法も制定されました。まさに「治安維持法」の戦後版です。

2. 日本に原発は必要なのか

世界で唯一の被爆国である日本は、福島原発で、また甚大な放射能の被害を受けました。

原発が、人類の制御できないものであり、その使用済み核燃料の処理方法すら決まっていない中で、再稼働などあり得ない選択です。

原発事故は、豊かな国土のすべて

を一瞬にして失わせてしまいました。

国土が自然災害を受けても、人の力で再建することが出来ます。しかし放射能に汚染された国土は、生きとし生けるものがそこで生活することをすべて拒否します。

国土の運命をかけても、原発を再稼働しなければならぬのか。今一度立ち止まるべきです。

3. 格差社会の拡大

「アベノミクス」が一部でもてはやされています。株価が大幅に上がり、円安になって景気が大幅に回復したと言うのです。しかし、庶民の暮らしは、良くなるどころか、賃金は上がらず、物価だけが上昇してますます暮らしにくくなり、年金も減少しています。

一部のお金持ちだけが、ますます潤い、ほとんどの人たちの暮らしが苦しくなり、日本社会の格差はますます広がっています。いまは子供の6人に1人が貧困家庭で暮らしているという統計もあります。

一部の富や権力を持つ人々が、大多数を支配する、そんな社会になろうとしています。労働者派遣法の改

正も、正社員を減らし、派遣という不安定雇用をますます増やすという格差社会を生み出すためのしかけにすぎません。

4. 衆議院解散で700億円の税金が使われる

今回の衆議院選挙で使われる税金は約700億円。予算がないという理由で、35人学級が廃止されることになりそうですが、このお金で35人学級を8年間まかなえるし、保育所には入れない待機児童を4万7千人も救えるとか。

『何のために』多くの国民が疑問を感じる中で今回の選挙。特定の政党が議席を確保するために700億円が使われることに、少なからず疑問を感じています。



最後のセーフティネットがあぶない

～生活保護基準引下げの動き～

弁護士 東 尚 吾

1. 生活保護費削減の動き

平成24年12月の衆議院議員総選挙において、当時の自由民主党は、政権公約の一つとして、「給付水準の原則1割カット」を掲げ勝利をおさめ、その後、安倍第二次内閣が発足しました。その後、生活保護水準の

見直しの動きが進み、平成25年1月には、厚生労働省は「生活保護水準の見直し」と題する文書を発表し、具体的な生活保護費の削減計画が示されました。

その内容は、生活保護費約670億円を削減するという前例をみない大幅な削減であり、うち約580億円については、「前回見直し（平成20年）以降の物価の動向を勘案」した削減というものでした。そして、平成25年5月、平成26年4月、平成27年4月の三段階に分けて、見直し措置を行うとされ、既に、第二段階までの見直しによって多くの方の生活保護費が削減されるとともに（消費増税勘案部分を除く）、さらに第三段階の見直しが迫る状況にあります。

2. 生活保護制度の仕組み

憲法25条1項は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し、生活保護法3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができらるものでなければならぬ。」と定めます。



生活保護制度は、「最後のセーフティネット」と称されたとおり、さまざまな障壁等により生活困窮に陥った方の最後の安全網として機能するものであり、その人の生命にも関わる不可欠な制度です。したがって、生活保護費をどのような基準で支給するかということは、きわめて慎重な検討が必要です。

生活保護基準は厚生労働大臣が定めるものとされていますが、具体的な基準の策定は容易ではありません。実際には、生活保護制度の専門家で構成される生活保護基準部会（社会保障審議会の下に設置）で、保護を必要とする方々の消費水準の動向等に関して議論・検討のうえ、その結果を踏まえ、厚生労働大臣が基準を作る、または、見直すという形で、これまで運用されてきました。

3. 今回の見直しの問題点

今回の生活保護費削減の動きは、

これまでの運用を大きく覆す形で行われました。すなわち、今回の見直しは、生活保護水準の引下げを目的として、削減ありきのものであり、厚生労働大臣は、専門的知見をもつ生活保護基準部会の答申すら、ほぼ無視し、これまで生活保護基準部会においても議論検討されていない「物価動向」の視点から、独自の「生活扶助相当CPI」（CPIとは消費者物価指数のこと）という指数を作り出す等、その見直しは、内容はもちろんのこと、その経過においても、見過ごすことのできない大きな問題があります。

生活保護制度は、国民一人一人の生命にかかわるものであり、その削減には慎重を要します。にもかかわらず、財政的視点から、これまで慎重に積み重ねられてきた議論を無視し、削減対象として狙い撃ちにしたと言われてもおかしくない事態であり、もはや危機的状況とすら感じるところです。

現在、全国各地で、生活保護費減額の取消等を求めて訴訟が提起されています。皆様にも、関心をもっていただければと思います。

アスベスト被害と向き合って

〈泉南アスベスト最高裁判判決と今後〉

弁護士 藤原智絵

今後の課題についてお話しします。

2. アスベスト被害とは

アスベストとは、ほぐすと綿のようになる繊維状の鉱物の総称です。繊維性や耐熱性に優れ、「奇跡の鉱物」として古くから繊維品や建築材料に広く使われてきました。しかし、

アスベスト繊維が混じった粉じん（石綿粉じん）を継続的に吸い込むと、肺の奥深くに入った繊維は細胞に悪影響を与え続け、長い潜伏期間のあと石綿肺や肺がん、中皮腫等を引き起こします。これらの石綿関連疾患は、進行性で根本治療法がありません。症状としては息切れ、ひどい咳や痰から始まり、いずれ呼吸困難となり、悲惨な死を遂げるこの多い病です。

3. 国家賠償請求訴訟

泉南地域は、古くからアスベスト・繊維産業が盛んでした。戦前は軍事・

産業拡大のもとボイラーや蒸気パイプの保温材に、戦後は高度経済成長のもと自動車や造船産業に重宝されてきました。

しかし、工場の多くは非常に小規模零細であり、家族ぐるみの経営でした。石綿粉じんを適切に処理できる設備は整っておらず、工場の内外が石綿粉じんであふれ、真つ白になるほど、その労働環境は劣悪でした。そのため、そこで働いた人はそのほとんどが、石綿関連疾患にかかり、命を奪われてきました。

他方で、国は70年以上も前から、自らの調査により深刻な健康被害を把握していました。しかし、健康被害を防止する適切な規制や対策を長期間にわたり行ってきませんでした。

泉南アスベスト国家賠償請求訴訟は、このような国の責任を問うた裁判です。最高裁判所は、国が、石綿粉じんを吸引し清浄して排出する装置（局所排気装置）の設置を義務づけなかったことは違法であるとししました。2006年5月の1陣提訴後、2陣も合わせてその闘いは8年半に及び、すでに14名の原告が命を落としていました。最高裁前で「勝訴」

の旗が掲げられた瞬間、原告、弁護団、多くの支援者が涙を流しました。

4. 最高裁判決のもつ意味

この判決は公害裁判の歴史に立ち、人の命や健康を尊重するという大原則を守った司法判断として極めて重要です。最高裁判決を受け、国は原告らに対し謝罪をし、未だ訴訟をしていない同様の被害者にも司法の場で救済する意向を示しました。

一方で、国の責任が認められた期間は1958年から1971年までと限定され、石綿工場の周辺住民や労働者の家族については救済の対象とされませんでした。未だ泉南アスベスト被害の全面解決には課題が残っています。「ふつうに生きて、ふつうに死にたかった。」泉南の原告が、生前に残した言葉です。悲惨な被害を繰り返さないために、泉南アスベスト被害の全面解決とアスベスト被害者の救済に向けて、今後も活動を続けていきます。

昨年3月26日より産休をいただきましたが、5月に出産し、8月21日に職場復帰しました。お休み中はご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。今後ともよろしく願っています。

1. はじめに

昨年10月9日、最高裁判所は、大阪府泉南地域のアスベスト（石綿）製品工場で働いていた労働者等の健康被害に対し、国が適切に規制権限を行使していなかったとして、国の責任を認める判決を出しました。アスベスト被害について原告勝訴の最高裁判決が出たのは初めてです。

私は、弁護士登録とともに弁護団に加わり、泉南アスベスト国家賠償請求訴訟に取り組んできました。このたび最高裁判決のご報告とともに



2014年10月9日
最高裁判所前 入廷行動

「法律上父になりたい裁判」

最高裁決定（平成25年12月10日）のご報告

弁護士 枝川直美

1. 裁判について

(1) 事実関係

申立人は、もともと生物学的には女性でしたが、平成16年に性同一性障害と診断されました。平成20年3月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（特例法）によって「男性」となり、以前から交際していた女性と結婚しました。

夫婦は、第三者からの精子提供によって平成22年11月に長男をもうけました。彼は、自分を父親、妻を母親として出生届を提出しに行きました。しかし、役所の担当者は、「申立人が性同一性障害によって性別変更をしているため、生来的に妻を妊娠させる生殖能力がない」ことを理由に、出生届の受理を拒否しました。

その後、申立人の長男は、無戸籍の状態が続いていましたが、平成24年3月、区長が父親を「空白」とす

る子の戸籍を職権で記載しました。

(2) 私たちが求めたこと

私たちは、東京家庭裁判所に対して、「父の欄に申立人の名前を記載するよう」戸籍の訂正を求める審判の申立てを行いました。

(3) 下級審の判断

第一審及び第二審は、申立人は、特例法に基づき男性への性別変更の審判を受けた者であり、男性としての生殖能力がないことが戸籍の記載上から客観的に明らかである。したがって、子は申立人ら夫婦の嫡出子と推定できないとして、戸籍訂正の申し立てを棄却しました。



(4) 最高裁の決定

しかし最高裁は、第一審及び第二審とは全く逆の決定を出しました。

特例法に基づき男性への性別変更の審判を受けた者は、以後、法令の適用について男性とみなされるため（特例法4条1項）、民法の規定に基づき夫として婚姻することができるとのみならず、婚姻中にその妻が子を懐胎したときは、同法772条の規定により、当該子は夫の子と推定されるというべきであるとの判断をしたのです。

2. 最高裁決定のその後

最高裁決定後、法務省は、これまでの取扱いを変更し、嫡出子としての出生届を受理するようにとの通達を出しました。そして、長男の戸籍の父の欄に申立人の名前が記載されました。また、同じく弁護士団で取り組んできた申立人の二男や中部地方の夫婦の子についても、戸籍の記載が改められました。

3. 弁護士団活動を通して

感じたこと

申立人の長男について、東京家庭

裁判所に申し立てた審判は、一審、二審とも厳しい結果でした。また、東京家庭裁判所への審判申立後に生まれた二男についても、大阪家庭裁判所で親子関係確認訴訟をしていますが、大阪家庭裁判所の判断も厳しいものでした。

裁判所にこの訴えは認めてもらえないのか…と弁護士団で肩を落とした時もありましたが、申立人ご家族の姿、そして頼るべきは司法の判断しかないという言葉に励まされ、活動を続けてきました。

最高裁決定が出た後の、申立人の表情は、今でも忘れられません。

弁護士団活動を通して、「性的少数者」のこと、その方々が周囲からの理解を得られず、たくさんの偏見や差別に苦しんでいること、AID（非配偶者間人工授精）に関する議論があること等について知りました。

また、最高裁決定後の法務省の対応から、改めて最高裁判所の判断を得ることの意味の大きさも感じました。今後も、何らかの形で「性的少数者」の問題に関わっていきたいと思います。



2015年に向けて

新生山口法律会計事務所発進

ま

弁護士

東 尚吾

毎年初に思い浮かぶ目標はいつも同じです。今年こそ、計画性をもって着実に成長すべしと言いかせれます。そんなふうにうまくいくものではないよ、と、また年末には思っているんでしょうが。学生みたいますが、永遠のテーマです。

や

弁護士

藤原 智絵

矢のごとく過ぎる日々。歳を取るたびに、一年がギアチェンジしながら早くなります。それでも朝日に目を輝かせ、新しい物に驚いて涙を流す小さな瞳を見ると、わずかな一歩の大きさを感じます。足跡を振り返りながら成長したい。そう願う新年です。



ぐ

弁護士

枝川 直美

ぐうたらな私も、出産後は、規則正しい生活になりました。

最近の楽しみは、週末の朝、親子3人で近所の公園まで散歩し、公園近くのパン屋さんの焼きたてパンを食べること。今年こそは、食べ過ぎに注意し、体調管理をしつかりとしたいと思います。今年こそは。

ち

弁護士

斉藤 真行

「チェンジ」の合い言葉を掲げて颯爽と登場したオバマさんは、このところすっかり冴えません。私は、新天地のこの事務所での弁護士生活をチェンジすることになりました。オバマさんみたいに大きな事は言いません。地道に仕事に励みます。よろしくお願ひします。



ほ

事務局

吉田 光範

法律事務所の敷居は低くなってるでしょうか？ 何か困った事があった時、「そうだあの弁護士に相談してみよう」「あの事務所なら大丈夫」と思ってもらえるような、そんな親しみやすく、より信頼していただける事務所になるよう、頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

う

事務局

近藤 裕子

うきうきして迎える新年。真新しい事務所で、新しい仲間とともに、とりあえずスタートダッシュをかけました。この上は私自身、自分の行くべき道をしっかりと見据え、迷うことなく継続と挑戦を続けていきたいと思っています。



り

事務局

澤田 智子

リフレッシュな気持ちで新しい年を迎えました。今年、子どもの誕生で、生活のリズムが変わります。私が両親から受けたように、いっぱい愛情を我が子に注いでいきたいです。仕事と家庭の両立をめざして、夫婦助け合っていけたらいいなと思います。

つ

税理士

山口 裕之

次こそは前回の反省を生かし...いつも思っているつもりですが、なかなか実行できていません。環境も大きく変わり、気持ち新たにいろいろなことにチャレンジし、少しずつでも前進していきたいと思っています。



か

事務局

塚本 美幸

かつてない大変身の事務所が、みなさまから、よりいっそう身近で信頼できる事務所になったと言って頂ける為に、89歳の母から10歳と6歳の孫に話し継がれる平和の大切さを守る為に、微力でも行動を起こすこと。本年の一番の誓いです。



い

事務局

小泉ひとみ

一期一会。好きな言葉です。環境が変わり、また新しいスタートになるので、事務所でもプライベートでも、いろいろな方と出会い、様々な考え方にふれて、自分を見直し成長していきたいです。
プライベートでは、今年はたくさん旅行に行きたいと思っています。

け

事務局

北野佳名子

健康管理をしっかりして体調を崩さないように、栄養バランスのいい食事とたっぷりの睡眠、適度な運動も心がけたいです。
新しくなった事務所で、いろんなことに集中してこれからは頑張っていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いします。

い

弁護士

山口 昌之

以前の事務所では若手弁護士という立場でしたが、新しい事務所では順番から言うところ中堅（！）となるようです。もちろん個々の事件に対する姿勢は全く変わりませんが、これまで以上に全体のことも考え、よりよいサービスを提供できる事務所にしていきたいと思っています。



じむしよ

弁護士

山口 健一

事務所員の、新しい年に、新しい事務所にかかる熱意が伝わります。年齢も経験も家族の事情も違う所員全員が、力を合わせ助け合って、依頼者のみなさんのかゆいところに手が届き、まぶしい朝日がいつもふりそそぐ、そんな事務所をめざします。



編集後記

真新しい一年が始まりました。我が事務所も新しい仲間とともにスタートしました。既存のカラーに新しいカラーが加わり、これからの事務所だよりはよりカラフルにお届けできると思います。
皆様にとって幸多き一年となりますように……
(近藤裕子)

再就職させていただきました

事務局 吉田 光範

37年間勤務していた法律事務所を、昨年10月で定年退職し再就職させていただきました。出身は長野県で人生の大半を大阪で過ごしてきましたが、今でもなかなか関西弁になじめず、初対面の方からは、いつも関東の方ですかと聞かれます（自分では関西弁をしゃべっているつもりですが、何かアクセントがおかしいらしいです）。趣味はダイ



産休をいただいています

事務局 澤田 智子

出産のため、昨年11月17日から8月上旬までお休みをいただいています。妊娠中は、事務所の皆様にいろいろお気遣いいただき、仕事を続けら

ピングで、海が大好きです。

最近思うことは、弁護士の人数は増えたが、法律事務所へのアクセスは必ずしもよくなっていないのではと考えています。特に一人暮らしの方や、誰にも相談できずに困っておられる方が、法律事務所にたどり着くまでの道のりは大変険しいものがあるのではないのでしょうか。

そんな方々にとって、より身近で、良質な法的サービスを提供でき、頼りになる法律事務所となるよう、微力ながら尽力していきたいと決意を新たにしています。新しい事務所にも早く慣れ、皆さまのお役に立てるよう頑張りたいと思います。自分にとってもチャレンジです。どうぞよろしくお願いいたします。

れましたこと嬉しく思っています。ありがとうございます。初めての出産で不安もありましたが、それ以上の喜びに向かっただけなような気がします。また、母になった新しいワタシで、皆様にお会いできる日を楽しみにしています。

建築よろず相談支援機構の「案内

あらゆる建築についての相談を

私たちの事務所が、1988年から関与してきた「建築よろず相談」が、一般社団法人になり、ネットワークがより充実したものになりました。

この支援機構は、本部が千葉県、大阪・中部・九州に支部があり、全国をネットして、欠陥住宅をはじめ、建築のあらゆる相談にのっています。

メンバーは、全国の第一線の建築家、建築問題を専門にする弁護士たち。定期的に、東京、大阪、名古屋、神戸、福岡で、建築に関する相談会を実施しています。

大阪では、平成27年1月17日、3月21日、いずれも土曜日の午後、相談会を行います。

また、家づくりについての出版も、行ってきました。家を作る前に、ぜひ読んで頂きたい本です。

相談会や、出版物に関するお問い合わせは、私たちの事務所、または、建築よろず相談支援機構のホームページをご覧ください。



<http://www.yorozu.or.jp/>

新生「山口法律会計事務所」

事務所名を「山口法律会計事務所」と改め、下記の通り移転いたしました。

新しい事務所は駅から徒歩5分、お車の場合、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ、とお越しいただきやすくなりました。

当事務所は、平成27年1月1日をもって新たに弁護士2人、税理士1人、事務局1人を迎え、総勢、弁護士7人、税理士1人、事務局6人となりました。相談室も、みなさまがよりリラックスして気持ちよく、ご相談いただけるよう、工夫をこらしました。

今後ともよりいっそうの法的サービスの充実に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

(事務局 塚本美幸)

新事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号
JIN・ORIXビル6階

法律部門 TEL 06-6361-3234 FAX 06-6361-0096
税務部門 TEL 06-6361-3224 FAX 06-6361-0096



「Dairiki」の看板の右隣のビルです



ビル正面玄関です



○京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て、なにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分
○地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00
ただし、弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。
休日＝土・日・祝祭日

当事務所の仕事始めは

1月8日(木) 午前9時からです。

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話が皆様からのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。